

日本木材学会総会規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本木材学会定款（以下、定款という）第32条に基づき、総会運営に必要な事項を本規則で定める。

(書面表決)

第2条 定款第29条第1項に基づき、総会の議案につき書面または電磁的方法により議決権を行使しようとする者は、以下の各事項を記載した書面表決書を指定された期限までに会長に提出しなければならない。

- (1) 総会開催日
- (2) 書面表決書の作成日
- (3) 各議案についての賛否あるいは保留の意見
- (4) 議決権を行使する代議員の氏名および所属

2 書面表決書に賛否あるいは保留の意思表示が明記されていない議案がある場合、あるいは議案の重大な修正や緊急議案の提出があった場合、当該議案については出席代議員の多数の意思に従うものとみなす。

3 同一代議員から複数の書面表決書が提出されたときは、作成日付の新しいもの（同日の場合は提出時間の先後による）を正しい書面表決書とし、他のものは撤回されたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第3条 定款第29条第1項に基づき、他の代議員を代理人として表決を委任する場合、委任者あるいは代理人は、以下の事項を記載し、委任者が署名または記名し、押印した委任状を、総会開催前に会長に提出しなければならない。

- (1) 総会開催日
- (2) 委任状の作成日
- (3) 委任者の氏名および所属
- (4) 代理人の氏名および所属

2 委任は、開催通知のあった総会ごとに行うものとし、未通知の総会に対してあらかじめ委任状を提出しておくことはできない。

3 代理人を特定しない委任状が提出されたとき、委任者は出席代議員の多数の意思に従うものとみなす。

(書面表決書・委任状の様式等)

第4条 総会の議案は、書面表決書による議決権行使の対象とする。ただし、理事会で書面表決の対象としないことを決めた議案は除く。

2 定款第25条に定める総会の招集通知には、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した「総会資料」もしくは「総会参考資料」（様式第1号）、並びに「書面表決書」（様式第2号）および「委任状」（様式第3号）を添付しなければならない。ただし、書面表決の対象となる議案がない場合は、「委任状」のみの添付とすることができる。

3 書面表決書の提出期限は、招集通知から2 週間以上経過した日以後で、開催日までの日とする。

4 書面表決書または委任状は、FAX または電磁的方法により提出することができる。

5 書面表決書と委任状の両方が提出された場合は、書面表決書が提出されたものとして扱い、委任状は撤回されたものとみなす。

(書面表決書・委任状の撤回)

第5条 書面表決書の提出者、または委任者が当該総会に出席したときは、本人出席として取り扱い、提出した書面表決書による意思表示または委任は撤回したものとみなす。

(総会の開閉会)

第6条 総会の開会、休憩、延会および閉会は、議長が宣告する。

(議案の一括上程)

第7条 議長が審議上必要と認めたときは、2 件以上の議案を一括して審議することができる。

(発言)

第8条 議案について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

(緊急動議)

第9条 全ての緊急動議は、出席代議員の2 人以上の同意がなければ、これを議案として審議することができない。

2 緊急動議が競合したときは、議長が採決の順序を決める。ただし、議場から異議があるときは、総会の議決を求めて決定する。

(採決)

第10条 議案の採決は、挙手または投票によるものとする。ただし、議長が必要と認め、出席代議員の合意が得られた場合は、そのほかの方法によることができる。

2 出席代議員の3 分の1 以上の要求があった場合の採決は、投票とすることができる。

(議事録)

第11条 議事録には、次の事項を記載する。

(1) 総会の日時および場所

(2) 総会開催日の代議員総数および出席代議員数（本人および書面表決書または委任状による出席の内訳）

(3) 出席理事および監事の氏名

(4) 総会議長の氏名

(5) 総会に付した議案の題目、審議経過および議決結果

(6) 議事録作成の職務を担当した者の氏名

(7) その他議長が必要と認める事項

2 定款第31 条による総会の議事録には、定款第32 条に基づく規則に従い、次の事項を記載する。

(1) 決議または報告した事項の内容

- (2) 決議した事項の提案者の氏名
- (3) 決議または報告があったものとみなされた日
- (4) 議事録作成の職務を担当した者の氏名

3 前項の議事録については、定款第31条2項にしがたい、議事録署名人2名以上が、署名または記名し、押印しなければならない。

(改 廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の議を経て、総会の承認を要する。

附 則

2017年6月24日第8回定時総会承認。

(2011年6月25日第2回定時総会制定。)

この規則は、2017年6月24日より施行する。

選挙規則

当学会定款第15条に基づく代議員の選挙（以下、代議員選挙）、ならびに定款第34条に基づく理事および監事の選任に関わる選挙（以下、役員選挙）は、この規則に従って行うものとする。

（選挙管理委員会）

1. 代議員選挙および役員選挙ならびにそれらに関連する業務を行うために、当学会に選挙管理委員会をおく。

（選挙管理委員会の構成と任期）

2. 選挙管理委員会は、会長が指名する理事を委員長とし、委員長が指名する代議員若干名で構成する。委員長および委員の任期は、理事および代議員としてのそれぞれの任期を越えないものとする。

ただし、任期満了後でも後任者の就任まで引続きその職務を行うものとする。

（選挙管理委員会の職務）

3. 選挙管理委員会は次の職務を執行する。

(1) 選挙の公示

(2) 投票者ならびに被投票者となる正会員名簿の作成

(3) 投票のための所定のweb入力フォームの作成および投票用紙の作成等の選挙実施に関する業務

(4) 選挙結果の報告

(5) その他関連する業務

（選挙の公示）

4. 選挙の公示は、選出対象の役職と選出数、投票日または投票期間、投票場所または投票方法、投票に関する注意事項等を内容とし、投票日または投票開始日の1ヵ月前までに、木材学会誌への掲載または電磁的方法によるものとする。

（投票方法）

5. 投票は無記名で単記または連記とし、所定の形式に基づいたweb入力、または所定の形式の投票用紙を用いた郵送で行う。

（開票と開票立会人）

6. 開票は、選挙管理委員会委員長が指名した者が行う。また、開票は会長から指名された代議員2名の立会人のもとで行わなければならない。

（無効投票）

7. 次の投票は、その一部または全部を無効とする。

- (1) 投票が所定の形式に従っていない場合は、その投票の全部
- (2) 投票用紙を用いた郵送による投票では所定の期日までに到着しなかった場合、その投票の全部
- (3) 連記数が所定数を越えている場合は、その投票の全部
- (4) 無資格者が記入されている場合は、その部分のみ
- (5) 連記投票で同一人が重複して記入されている場合は、重複している部分のみ
- (6) 判読不能のものは、その部分のみ

(当選者の決定)

8. 当選者については、代議員選出規則の第4条ならびに役員選出と役員選任規則の第3条に記載された定めに従って決定する。選挙管理委員会委員長は、当選者に対し、直ちに書面をもって当選を通知しなければならない。

(選挙結果の報告と公示)

9. 選挙管理委員会委員長は、選挙終了後遅滞なく、その経過および結果を会長に報告しなければならない。会長は、選挙管理委員会委員長の報告を受けた後、できるだけ速やかに当選者名簿を木材学会誌または電磁的方法で公示しなければならない。

10. この規則の改定は理事会で行い、総会で報告するものとする。

附則

2016年6月17日第338回理事会承認。

この規則は、2016年6月17日から施行する。

代議員選出規則

当学会定款第15条に基づく代議員の選出については、次の規則を適用する。

(定数と選挙権、被選挙権)

1. 代議員の定数は100名とする。
- 2) 選挙権は選挙期日に最も近い理事会において確認された当学会会員名簿に記載された正会員（ただし海外在住の者は除く）が有する。
- 3) 被選挙権は同上正会員（ただし海外在住の者は除く）が有する。

(選挙の期日)

2. 代議員の選挙は、代議員の任期が満了する期日の前年12月1日から1月末日までの間に2週間以上3週間以下の期間を定めて実施するものとする。

(投票の方法)

3. 所定の形式に基づいたweb入力、または所定の投票用紙を用いた郵送で、15名までの連記として投票を行う。

(当選者の決定)

4. 得票者のうち女性の正会員については、まず上位得票者10名までを優先的に当選者とする。
- 2) 前項の当選者を除いた上位得票者を前項の当選者と合わせて定数100名に満つるまで当選者とする。
- 3) 前2項によって選出された代議員が当選を辞退した場合は、次点者を当選者とする。なお、任期途中で辞任等によって欠員が生じた場合は補充しない。
- 4) 同得票数の当選者あるいは次点者が複数である場合、若年者を優先して当選者あるいは次点者とする。

(改定)

5. この規則の改定は理事会で行い、総会で報告するものとする。

附則

2016年6月17日第338回理事会承認。同日より施行。

2019年10月26日第355回理事会承認。同日より施行。

役員候補選出と役員選任規則

当学会定款第33条ならびに第34条に基づき、役員候補の選出および役員の選任について次のように定める。

(理事の定数と種類)

1. 理事の定数は30名以内とし、本規則第3条に定める選挙選出理事、本規則第4条に定める常任理事、本規則第5条に定める役職指定理事、本規則第6条に定める会長指名理事に区分する。なお、定款第37条第1項に定める「連続して6年」には、常任理事、役職指定理事および会長指名理事の在任期間は含まない。

(期の定義)

2. 会長改選年の総会終結時から、2年後の総会終結時までを当規則では一期と定める。

(選挙選出理事)

3. 選挙選出理事は定数を12名とし、次期代議員として選出された正会員（次期代議員）の投票により、選挙期日に最も近い時期に理事会において確認された当学会会員名簿に記載された正会員から選挙選出理事候補を次の要領により選出する。ただし、次期も任務を継続する常任理事および次期常任理事候補は被選挙人から除外する。

2) 選挙は、次期代議員の選挙が終了した日から2月末日までの間に、1週間以上2週間以下の期間を定めて実施する。

3) 所定の形式に基づいたweb入力、または所定の投票用紙を用いた郵送で、12名までの連記として投票を行う。

4) 連記投票における当選者は、得票数の多い者から順に所定の定数までとする。ただし、得票数が等しい者全員を当選者とする場合、選挙管理委員長が立会人のもとに抽選によって当該得票者の順位を定め、定数までを当選者とする。

(常任理事)

4. 常任理事は、総務、情報・事業、渉外、会計、会誌の編集をそれぞれ担当する5名とし、次期常任理事候補を、原則、1月の理事会において選出する。なお、特段の事情がある場合を除いて、総務担当および情報・事業担当の常任理事は会長改選年に交代し、渉外担当、会計担当および会誌の編集担当の常任理事は会長非改選年に交代する。

(役職指定理事)

5. 役職指定理事は定数を10名以内とし、支部を代表する者（4名）、年次大会の運営委員会を代表する者（1名）、本会が連携している他の学協会からの推薦による者（1名）、男女共同参画を担当する者（1名）、産学官連携を担当する者（3名以内）に相当する候補を理事会において選出する。なお、男女共同参画を担当する理事候補および産学官連携を担当する理事候補については、会長が常任理事会の同意を得て推

薦する。

(会長指名理事)

6. 会長指名理事は定数を3名以内とし、その候補については会長が指名し、理事会において選出する。なお、会長改選年の指名にあたっては、事前に次期会長候補の同意を文書で得ておくことを指名の条件とする。また、会長指名理事の任期は原則1年とするが、再任は妨げない。

(理事の選任)

7. 本規則第3条から第6条に基づき選出された後、最初の総会で承認を受け、同総会終結時より理事として任命するものとする。

(次期会長候補・次期副会長候補の選出)

8. 次期会長候補は、選挙選出理事候補の中から、選挙選出理事候補、常任理事、役職指定理事および会長指名理事を有権者として、下記の要領に従った選挙により選出する。次期副会長候補(2名)は、次期会長候補を選出した後、選挙選出理事候補のうち次期会長候補を除く者の中から、選挙選出理事候補、常任理事、役職指定理事および会長指名理事を有権者として、下記の要領に従って選挙により選出する。

- 2) 次期会長候補および次期副会長候補の選挙は、選挙選出理事候補の選挙終了後、できるだけ速やかに実施する。
- 3) 次期会長候補および次期副会長候補の選挙は、総有権者の過半数投票が得られなかった場合は、速やかに再選挙を行う。
- 4) 次期会長候補および次期副会長候補の選挙は、選挙管理委員会委員長ならびに上記の有権者以外から選挙管理委員会委員長によって指名された立会人2名のもとで投票ならびに開票を行う。
- 5) 次期会長候補の投票は、単記・無記名とし、郵送による投票は認めない。次期会長候補は、投票総数(白票を除く)の過半数を得た者を当選者とし、過半数を得た者がいない場合は上位2名の決選投票を行う。ただし、上位者の得票数が同数の場合、若年者を当選者とする。
- 6) 次期副会長候補の投票は、2名連記・無記名とし、郵送による投票は認めない。次期副会長候補は、上位の得票者2名を当選者とする。ただし、得票数が同数の1位得票者が3名以上、または2位得票者が2名以上いる場合、若年者を当選者とする。
- 7) 当選者に対する書面による通知は省略できる。

(会長・副会長の選任)

9. 本規則第8条によって選出された次期会長候補および次期副会長候補は、選出後最初の総会終結直後に開催される理事会によって承認を受け、同理事会終結時をもって会長および副会長として任命するものとする。

(監事候補の選出)

10. 監事候補は、次期代議員の投票により、選挙期日に最も近い時期に発行された当学会会員名簿に記載さ

れた正会員から次の要領により選出する。ただし、次期も任務を継続する理事、また、すでに指名を受けている次期の常任理事候補、選挙選出理事候補、役職指定理事候補、会長指名理事候補は被選挙人から除外する。

- 2) 選挙は、本規則第3条による次期理事候補の選出後、その候補を監事として承認する総会開催日の一月前までの間に、1週間以上2週間以下の期間を定めて実施する。
- 3) 所定の形式に基づいたweb入力、または所定の投票用紙を用いた郵送で、2名までの連記として投票を行う。
- 4) 連記投票における得票者のうち前期理事あるいは監事で次期に理事に就任しない者については、まず上位得票者1名を優先的に当選者とする。ただし、得票数が同数の上位得票者が2名以上の場合、選挙管理委員長が立会人のもとに抽選によって当該得票者の順位を定める。
- 5) 更に、前項の当選者を除いた上位得票者1名を当選者とする。得票数が同数の1位得票者が2名以上の場合、選挙管理委員長が立会人のもとに抽選によって当該得票者の順位を定める。ただし、前項に該当する得票者が無い場合には、本項における上位得票者2名を当選者とし、得票数が同数の1位得票者が3名以上、または2位得票者が2名以上いる場合、選挙管理委員長が立会人のもとに抽選によって当該得票者の順位を定める。

(監事の選任)

11. 選出された監事候補は、選出後最初の総会で承認を受け、同総会終結時をもって監事として任命するものとする。

(規則の改定)

12. この規則の改定は理事会で行い、総会で報告するものとする。

附則

2017年3月20日第341回理事会承認。この規則は、2017年3月20日から施行する。

2018年2月3日第346回理事会承認。この規則は、2018年2月3日から施行する。

会費規則

1. 定款第8条に基づき、第6条に定める種別に従って次の会費を納めなければならない。会費には会誌の購読料が含まれるものとする。
 - (1) 正会員 年額10,000円
 - (2) 学生会員 年額7,000円
 - (3) 賛助会員 1口年額30,000円で1口以上
 - (4) 団体会員 和文誌のみの場合：年額12,000円ただし、海外に在住する会員は、申込書に記載の会誌の郵送等に関わる諸経費を添えて納めることとする。
2. 前項の定めにかかわらず、本条の(1)項または(2)項のいずれかを満足した正会員から文書による申出があれば、常任理事会での承認を経て、会費の納入を免除し、終身にわたって正会員の資格を与えることが出来る。
 - (1) 年齢満65歳まで15年以上にわたって正会員であった者が、年齢満65歳を超えた時点で正会員の会費年額の7年分を一括納入すること
 - (2) 年齢満75歳まで25年以上にわたって正会員であること
3. 定款第8条に従って、会員は会費を納める義務を負うが、正会員及び学生会員については、原則、当該年度の会費は前年度の決められた期日までに納入しなければならない（前納制の適用）。ただし、新規加入会員については、入会時に会費を納入するものとし、この手続きの完了をもって会員資格を得ることができる。
4. 会費の納入を怠った会員については、学会は当該会員に対して会員資格の停止を行うことができる。また、会費の納入が1年以上なかった場合、理事会での議を経て、定款第11条により当該会員の会員資格は喪失され、同時に学会から自動退会とされる。
5. 会誌が不達になった場合は、会員の資格を、最長2年間を限度として一時停止し、その間に連絡がない場合は退会したものとみなす。また、会員の資格を復活させるときは未納であった期間の会費を原則として支払うものとする。
6. この規則の改定は理事会で行い、総会で報告するものとする。

附則

2014年3月16日 第327回理事会承認。同日より施行。

2016年3月26日 第337回理事会承認。同日より施行。

2019 年6 月21 日 第352 回理事会承認。同日より施行。

理事会規則

当学会定款第53条に基づき、理事会規則について次のように定める。

(目的)

第1条 日本木材学会の理事会の運営は、この規則に定めるところによる。

(組織)

第2条 理事会は、会長、副会長、理事、及び監事で構成する。

2 参事は、理事会に参加して意見を述べることができる。

(種類および開催)

第3条 理事会は定時理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎年、原則、6月の総会開催直前、10月、1月、及び3月に開催する。

これに加えて、会長改選年次には、6月の総会開催直後、及び7月に開催する。

3 臨時理事会は、定款45条第3項に従って、必要時に開催する。

(招集)

第4条 定款第46条第3項により、理事会を招集する場合、事前に文書で招集について同意を得ることができる。

(書面審議)

第5条 やむを得ない理由のため理事会を開催できない場合、あるいは緊急を要する場合は、書面文書あるいは電子文書により審議することができる。また、定款第50条に従って、議決を行うことができる。なお、審議の結果及び議決については直近の理事会で報告しなければならない。

(書面表決)

第6条 やむを得ない理由のために出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第7条 理事会の議事については、定款第52条に従って、次の事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事の記名押印を受けた上、学会誌等で公表しなければならない。

① 開催、年月日及び場所

- ② 開会及び閉会の時刻
- ③ 構成員総数、出席者氏名
- ④ 議案の題目並びに審議経過及び結果
- ⑤ その他必要と認めた事項

(改定)

第8条 この規則の改定は理事会で行い、総会で報告するものとする。

附則

2016年3月26日第337回理事会承認。

この規則は、2016年3月26日から施行する。

常任理事会規則

(目的)

1. 定款第71条に基づき、本学会務に関する事務を円滑に執行するために常任理事会を置く。

(組織)

2. 常任理事会は、会長、副会長、常任理事および事務局長で構成する。

(議長)

3. 常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(職務)

4. 常任理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 総会の日時及び場所並びに議題の整理
 - (2) 理事会の日時及び場所並びに議題の整理
 - (3) 理事会で認められた学会の業務執行の決定
 - (4) 常任理事の職務の執行の監督
 - (5) その他学会の日常的な運営に必要な事項

(常任理事の職務分担)

5. 常任理事の職務の分担は原則として次のとおりとする。

総務担当

- (1) 文書に関する事項
- (2) 総会、理事会、および総務に関わる委員会等に関する事項
- (3) 役員選挙に関する事項
- (4) 支部および研究会等に関する事項
- (5) 官公庁および諸団体に関する事項
- (6) 諸規定の制定・改廃に関する事項
- (7) 大会に関する事項
- (8) 海外との渉外に関する事項
- (9) 職員の人事に関する事項
- (10) 会誌の頒布に関する事項
- (11) その他、他の執行理事の分担に属さない事項

情報・事業担当

- (1) 会員の入退会等に関する事項
- (2) 会員データの管理に関する事項
- (3) 学会ホームページの管理に関する事項
- (4) 他学協会との共催・協賛・後援等に関する事項

- (5) 事業、出版に関する事項
- (6) 情報に関わる各種委員会に関する事項

渉外担当

- (1) 学会賞等、各賞に関する事項
- (2) 日本農学賞等の外部機関による表彰に関する事項
- (3) 日本学会協議に関する事項
- (4) 委託試験研究に関する事項
- (5) 刊行物の交換および受寄贈に関する事項
- (6) 渉外に関わる各種委員会に関する事項

会計担当

- (1) 基本財産および運用財産の管理運営に関する事項
- (2) 予算・決算、その他経理に関する事項
- (3) 金銭および物品の出納保管に関する事項
- (4) 契約に関する事項
- (5) 会員の会費に関する事項
- (6) 科学研究費補助金に関する事項
- (7) 財政委員会に関する事項
- (8) 会計監査に関する事項
- (9) 会計に関わる各種委員会に関する事項

編集担当

- (1) 学会誌の編集および刊行に関する事項
- (2) 論文賞に関する事項
- (3) 編集に関わる各種委員会に関する事項

(書面審議)

6. やむを得ない理由のため常任理事会を開催できない場合、あるいは緊急を要する場合は、書面あるいは電磁的方法により審議することができる。なお、審議の結果については直近の常任理事会で報告しなければならない。

(議事録)

7. 常任理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成し、理事会に報告しなければならない。

- (1) 開催年月日
- (2) 開会および閉会の時刻
- (3) 出席者氏名
- (4) 議案の題目ならびに審議経過および結果
- (5) その他、必要と認められた事項

8. この規則は、理事会の承認を得て、変更することができる。

附 則

この規則は、2011 年7 月30 日より実施する。

2017 年 3 月 20 日改正。